

議案第29号

所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「所沢市高齢者福祉計画推進会議」の次に「（以下「所沢市高齢者福祉計画推進会議」という。）」を加える。

第4条第1項中「員数」の次に「（所沢市高齢者福祉計画推進会議が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項各号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、所沢市高齢者福祉計画推進会議が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。